

「熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例(仮称)」素案に関する意見募集の結果及び考え方について

平成22年9月28日

熊本県議会

熊本県歯・口腔の健康づくり推進条例(仮称)策定検討委員会

委員長 溝口幸治

熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例(仮称)素案について、県民の皆様からの意見を募集しましたところ、多数のご意見をお寄せいただきありがとうございました。

寄せられたご意見の概要と、これらに対する考え方を下記のとおりお示しします。

記

1 募集期間 平成22年8月16日(月)～平成22年8月30日(月)

2 意見の件数(意見提出者数) 209件
(同趣旨の意見を集約した後の件数 68件)

3 意見の取り扱い

- | | | |
|------------|--|-----|
| (1) 反 映： | 意見を踏まえて条例案に反映させるもの | 3件 |
| (2) 既 記 載： | 意見の趣旨・考えを既に記載しているもの | 6件 |
| (3) 参 考： | 今後の施策を推進していくうえでの参考とさせていただくもの | 6件 |
| (4) 補足説明： | 条例案には盛り込まないが、お寄せいただいたご意見について補足を行ったもの | 52件 |
| (5) そ の 他： | 県条例に直接関わるものではないが、条例に基づいた事業を推進する際に、参考となるご意見として伺ったもの | 1件 |

4 意見の概要と委員会の考え方について

〈第1条(目的)について〉

No.	ご意見・ご提案の概要	考え方	対応方法
1	「歯及び口腔の健康づくりが全身の云々」の「づくり」を削除 「並びに県の責務～基本となる事項を定めることにより」を削除 「総合的かつ効果的に推進し」の「効果的」を「計画的」に変更 「もって県民の健康の保持増進に寄与し云々」を「もって県民の健康づくりに寄与し、 <u>県民の健康水準を向上させることを目的とする。</u> 」に変更。	歯及び口腔の健康づくりは、むし歯・歯周病予防の一連の取組みやその環境整備を言い、ご意見は、同じ趣旨と考えております。	補足説明

〈第2条(定義)について〉

No.	ご意見・ご提案の概要	考え方	対応方法
2	(7)学校等の定義では、中学校までの学齢を対象としているが、第12条(施策の推進)では、満18歳に達するまでの者を対象としており、年齢範囲がわかりにくい。	第13条は、学校等への支援について規定したものであり、施策の推進を規定した第12条とは対象が異なっています。	補足説明
3	素案第2条(定義)については、素案第8条の後に挿入し、素案第3条から第8条までを1条繰り上げてはどうか。	条例を作成する際の書式として、一般的には、第1条を目的とし、第2条において、条例において使用する言葉を定義することとしております。	補足説明

〈第3条(基本理念)について〉

No.	ご意見・ご提案の概要	考え方	対応方法
4	「 <u>歯及び口腔の健康づくりは</u> 」を「 <u>歯及び口腔の健康づくりには</u> 」とし、その後を「 <u>むし歯、歯周病等歯科疾患を早期に発見し、早期に治療することが重要である。このことから、歯や口の健康づくりに関する施策は生涯にわたる歯や口の健康づくりに関する県民の自主的な努力を促進しつつ、県内すべての地域において適切な時期に必要な口腔ケア、医療等を受けることができるよう環境が整備されることを基本理念として行わなければならない。</u> 」に変更。 ※同様のご意見として、「 <u>健康づくりへの県民の積極的参加を促すヘルスプロモーションの理念も必要ではないか</u> 」というご意見もありました。	第3条は、全ての県民が良質な歯及び口腔に関するサービスの提供を受けられることを基本理念としています。 ご意見の趣旨は、第3条基本理念に包含されていると考えています。 なお、ご意見は県の関係部署にも伝え、今後具体的に県で策定する歯科保健医療計画や施策へどのように反映できるか検討してまいります。	参考

〈第4条(県の責務)について〉

No.	ご意見・ご提案の概要	考え方	対応方法
5	各市町村で実施される健診の情報など、各種事業を把握し、保険者等の関係機関に対して適時提供いただく必要がある。県の役割として、「 <u>関連情報の情報収集及び関係機関への情報提供</u> 」をはっきり記載していただきたい。	県が、総合的、効果的な施策を策定し実施するうえでは、情報収集や情報提供は、基本と考えています。 ご意見を参考に今後、歯と口腔の健康づくりを進めるにあたり、保険者、関係機関等に情報提供をしてまいります。	参考

〈第6条(市町村等への支援)について〉

No.	ご意見・ご提案の概要	考え方	対応方法
6	市町村における歯周疾患検診について、市町村ごとに実施時期や体制、費用などが異なる	市町村の状況により検診の体制等が異なることがあります。	その他

	っていると思われる。同じ県民であれば、いつでも、どこでも、同じ費用で受診できるように整備していただきたい。	ご意見は県の関係部署にも伝え、できる限り県民の方々が検診を受けやすくするための体制整備を進めるうえでの参考とします。	
--	---	--	--

〈第9条(事業者及び保険者の役割)について〉

No.	ご意見・ご提案の概要	考え方	対応方法
7	第1項において「歯科に関する健康診断の機会の確保」とあるが、労働安全衛生法で歯科健診を義務付けられる特定業務事業者以外の全ての事業者が産業歯科健診の推進に努めるということか。 また、市町村の健康増進事業として実施される歯周疾患検診の受診に関して、事業主や従業員、医療保険加入者への啓蒙啓発を行うという理解でよいのか。	お見込みのとおり、全ての事業者がその雇用する従業員の歯科健診の機会の確保や、その他の歯及び口腔の健康づくりに関する取組を推進するように努めていただくという意味であり、その取組のひとつとして、市町村が実施する歯周疾患検診の受診勧奨などもあげられます。	既記載
8	第2項についても、第1項と同様、保険者が歯科健診の実施に努めるということか。保険者ごとの財政上の事情もあり、自分が所属する保険者では、市町村の健康増進事業として実施される歯周疾患検診の受診に関する情報提供や、歯及び口腔の健康づくりにかかる啓蒙啓発を行うこととなる(がそれでよいのか)。	お見込みのとおり、全ての保険者が被保険者及びその被扶養者の歯科健診の機会の確保や、その他の歯及び口腔の健康づくりに関する取組を推進するように努めていただくという意味であり、現実には各保険者の財政上の事情等に応じて、歯科健診をはじめ、市町村が実施する歯周疾患検診の情報提供や、歯及び口腔の健康づくりの必要性等の啓蒙などを実施していただくことになります。	既記載
9	第2項において「被保険者の歯科に関する健康診断の機会の確保」とあるが、「被扶養者」は含まれないのか。あえて「被保険者の」と限定しているのはなぜか。	条文の構成上は、保険者と被保険者とは対比の関係を示し、「被扶養者」は含まれておりますが、県民又は保険者に誤解がないよう「被扶養者」を記載します。	反映

〈第10条(県民の役割)について〉

No.	ご意見・ご提案の概要	考え方	対応方法
10	県民個人の責務だけでは限界がある。医療機関の無料開放健診などの具体策がほしい。	ご意見について、条例の中において、個々具体的な施策を詳細に列記することができませんが、県の関係部署に伝え、歯科医師会等との連携を図ってまいります。	参考
11	第3項の保護者の役割について、むし歯予防のみ記載してあるが、歯周病の予防も記載した方がよい。	ご意見のとおり、家庭においてむし歯と並ぶ大切なことでもありますので、条文に生かします。	反映

12	第3項の保護者の役割を、「その子どもの健康を守るため、むし歯の予防・治療に努め、フッ化物洗口・塗布や健康な食生活の実現その他家庭において歯及び口腔の略」と、してはどうか。	家庭においては、予防検診を受け必要に応じ治療をすることが一般的であるとのことであり、身近なかかりつけ医による治療は重要です。条文に生かします。	一部反映
----	---	---	------

〈第11条(歯科保健医療計画)について〉

No.	ご意見・ご提案の概要	考え方	対応方法
13	第3項において、関係者の意見を聴くとあるが、保険者は含まれないのか。 県民の健康状態を反映する医療費の7割を負担し、医療保険制度を運営する保険者として、また、青壮年期や中年期の医療保険加入者、事業主の立場として、意見を述べさせていただきたい。	関係者の中には、保険者を含みます。今後、同計画の改定や見直しにおいては、ご意見をいただくよう県の関係部署に働きかけてまいります。	補足説明

〈第12条(施策の推進)について〉

No.	ご意見・ご提案の概要	考え方	対応方法
14	第12条の記載について、括弧で項目をまとめているが、読みにくい。	条例を作成する際の書式として、一般的には、第〇〇条第〇〇項第〇〇号とする際の「号」に関しては、この表記となります。ご了承ください。	補足説明
15	(1)の「歯及び口腔の健康づくりに寄与する人材の育成」にあたっては、ぜひ公募してほしい。	県が、新たに公募等により人材を育成する必要がある場合と、市町村、学校、各企業等において、既に歯及び口腔の健康づくりに携わっておられる人材を育成していく場合の大きく二通りあると考えております。 新たに人材を配置する等、公募の必要がある場合には、ご意見を踏まえその趣旨を県関係部署に伝えてまいります。	補足説明
16	う歯の形成は、胎児初期に形成される資質に影響され、乳幼児期の衛生習慣に関わってくるため、この時期の対策をお願いしたい。	第12条においては、県民の歯及び口腔の健康づくりを推進するため、特に施策が必要な時期である乳幼児期や胎児期(妊婦)に対するむし歯及び歯周病予防対策の推進について、記載しています。	既記載
17	(2)に関連して、高校生へのむし歯予防対策の具体的記述がない。	高校生については、第12条1項2号に記載のとおりです。	既記載

18	(3)の障害者、介護を必要とする者又は妊婦等についても、むし歯予防についての記載が必要。	障がい者、妊婦については、特にその状態から、口腔機能と歯周病予防と記していますが、むし歯予防はその前提と考えています。	補足説明
19	現代の頸骨の狭小化に伴う不正咬合の予防については書かれていないため、以下のとおり追加してほしい。 (2)「(略)むし歯及び歯周病の予防並びに不正咬合の発現の予防のための対策を(略)」 (3)「(略)又は歯周病の予防及び不正咬合の予防のための対策を(略)」	ご意見の不正咬合につきましては、歯と口腔の健康づくりに含まれております。 県歯科保健医療計画においても、不正咬合について対策を記しております。ご意見は県の関係部署に伝え、今後さらに具体的に施策を推進するうえで参考といたします。	参 考
20	(2)の「フッ化物応用」は削除してほしい。	フッ化物応用は科学的にも安全性と効用が実証されています。(第 13 条の考え方をご参照ください。)	補足説明
21	(3)の障害者の表記について、「障がい者」と表記すべきではないか。	条例上は漢字表記とすることとしております。	補足説明

〈第 13 条(学校等への支援)について〉

No.	ご意見・ご提案の概要	考え方	対応方法
22	<p>■ 学校等におけるフッ化物洗口の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校は教育の場であり、歯磨き等による健康の自己管理の大切さを教えるべきである。薬物に安易に頼ることとなるフッ化物洗口の実施に反対する。 	<p>この条例制定の目的は、第 1 条にもありますように、県民の歯及び口腔の健康づくりを推進することにより、県民の健康の保持増進に寄与することにあります。</p>	補足説明
23	<ul style="list-style-type: none"> 多忙な教育現場で設備も整わない中での実施に反対。 	<p>また、第 13 条は、このうち特に幼児期から学齢期における子どもたちのむし歯及び歯周病を予防するために、学校等においてフッ化物洗口等が実施される場合にかかる県の支援について記載したものであり、学校等におけるフッ化物洗口を義務化するものでも、一斉導入を図るためのものでもありません。</p>	
24	<ul style="list-style-type: none"> 安全性が確立されていないフッ素という薬物を学校に導入することに反対する。 		
25	<ul style="list-style-type: none"> 家庭では歯磨きがきちんとできなかったり、定期的に歯科に通院することが難しい場合や家庭での食生活が十分でない場合等、家庭による格差があったとしても、学校でフッ化物洗口が実施されれば、子どもたちの健康格差をなくすことができる。 	<p>学校現場におけるフッ化物洗口は、市町村、教育委員会、歯科医師、薬剤師、学校、保護者等の地域の関係者の方々のフッ素に対する共通した認識、フッ化物洗口の必要性についての理解と協力、そして、保護者の申込のうえに、実施されるものと考えております。</p>	
26	<ul style="list-style-type: none"> 保育園・幼稚園で実施してきたフッ化物洗口が、小学校で途切れるのは残念であり、継続実施してほしい。 		
27	<ul style="list-style-type: none"> 個人での取組では継続が難しいため、集団で行うことに意義がある。 	<p>第 13 条は、地域の関係者の方々皆さんが、これらの理解と協力を得るための段階を経たうえで、学校等におい</p>	

		<p>てフッ化物洗口が実施される場合に対して、県が必要な支援を実施するというものです。</p> <p>今回、第 13 条に関してはたくさんのご意見をいただきましたが、これらいただいた意見をもとに、学校等におけるフッ化物洗口を進めていく上での課題や問題点を洗い出し、対策を講じたり、マニュアルを作成するとともに、フッ素に対する理解を深めていくため、科学的根拠を明らかにする等の勉強会の実施などを進めていってほしいと思います。</p> <p>この条例を契機に、地域の関係者間でフッ化物洗口に関するさらなる理解が進むことを期待します。</p>	
28	<p>■ フッ素の有効性や安全性(薬害)について</p> <p>・ フッ素の有効性については賛否両論あるのではないかと。</p>	<p>フッ化物応用等における有効性及び安全性につきましては、平成 11 年に日本歯科医学会から「フッ化物応用についての総合的な見解」が出されたことを受け、厚生労働省においても、平成 12 年から厚生労働科学研究事業として、フッ化物の効果的な応用法と安全性の確保についての検討が行われました。厚生労働省では、これを踏まえて、平成 15 年に『フッ化物洗口ガイドライン』がとりまとめられております。</p> <p>この点につきましては、今後、学校等においてフッ化物洗口を進めていくうえでは必ず地域の関係者全員の共通理解が必要な部分であり、今回いただきましたご意見を県の関係部署にも伝え、フッ化物応用等における有効性及び安全性にかかる理解の推進に努めていただきたいと思います。</p>	補足説明
29	<p>・ フッ素という薬物の使用による急激及び慢性的な効果や毒性はどうか。歯が溶けてしまうのではないかと。発ガン性があるのではないかと。病理学的数値、全身性の疾病等の関連を示してほしい。(安全性についても賛否両論あるのではないかと。)</p>		
30	<p>・ 10 年以上にわたる疫学調査、疫学比較調査、投入される費用の内訳及びフッ素製造業者等の公表等、各報道機関に提示し、ホームページ等で公表すべき。</p>		
31	<p>・ フッ化物は 60 年以上研究が重ねられ、WHO や厚生労働省が利用を推進している。フッ化物洗口は安全で有効な方法である。</p>		
32	<p>・ 継続したフッ化物洗口により、歯質の強化、歯面へのプラーク付着の減少、う蝕歯肉炎の減少と成果あり。</p>		
33	<p>・ フッ素塗布やフッ素洗口の導入によりむし歯に対する予防効果が著明に上昇することはエビデンスに基づいて証明されており、その害についても洗口等では問題ないとされている。</p>		

34 35	<p>■ 家庭(保護者)によるフッ化物洗口について</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者が子どもの体質をよく理解し、歯科医の説明・指導の下で納得してフッ化物洗口を行うべきである。 医療行為であり、予防接種が集団接種から個別接種に移行している経緯からみても、家庭で行うべき。 	<p>学校現場での実施が可能となれば、どのような家庭環境にある子どもでも、保護者の同意のうえで、フッ化物洗口を受けることが可能となります。</p> <p>また、前述のとおり、学校現場におけるフッ化物洗口は、市町村、教育委員会、歯科医師、薬剤師、学校、保護者等の地域の関係者の方々のフッ素に対する共通した認識、フッ化物洗口の必要性についての理解と協力、そして、保護者の同意のうえに、実施されるものと考えております。</p>	補足説明
36 37 38 39	<p>■ 学校における安全面について</p> <ul style="list-style-type: none"> フッ素洗口液を飲んで事故が起きたら誰が責任をとるのか。 賠償は県が責任を持つのか。(健康被害や賠償問題が起きた時の責任の所在) 薬品の管理、児童の健康観察、液の処理、消毒、誤飲等、学校で一斉に行うには問題が多すぎる。 アレルギー等様々な体質の子ども、特別支援の子どもたちがいるなかで事故が心配。 多忙な学校現場では、誤飲や希釈濃度のミスなど、事故が起こる心配がある。 	<p>〔 学校等におけるフッ化物洗口及び第 13 条にかかる考え方につきまして、前述のとおりです。 〕</p>	補足説明
40 41 42 43 44 45	<p>■ フッ化物洗口の必要性について</p> <ul style="list-style-type: none"> 歯・口腔の健康づくりについて薬物を使用しない学習計画が多く実施されているので必要ない。 子どものむし歯は減少してきており、劇薬の使用は必要ない。 今ではむし歯は児童・生徒全体に多いのではなく、一部にむし歯が大変多い子がいるという状況のため、必要性はない。(個別指導で良い。) むし歯予防の基本は正しい歯磨きにあり、歯磨き粉の中に含まれるフッ素で十分である。 本県では 12 歳児のう歯罹患率が全国ワースト 2 位であり、フッ化物洗口でむし歯は大きく減る。 むし歯により食が偏り、食欲不振、感情面への影響など成長にも悪影響があり、全身の健康のためにもむし歯予防のためのフッ素塗布は必要である。 	<p>〔 学校等におけるフッ化物洗口及び第 13 条にかかる考え方につきまして、前述のとおりです。 〕</p>	補足説明

46	<p>■ その他の影響等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 洗口液を手洗い場に流したり、使用後の紙コップを焼却しても環境面で問題ないのか。 	<p>学校等におけるフッ化物洗口及び第 13 条にかかる考え方につきましては、前述のとおりです。</p>	補足説明
47	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安易な薬物使用・依存となることが懸念される。 		
48	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物の保管、洗口準備、廃液処理、効果や取組状況報告など、多忙な学校現場でさらに教師の負担が増える。薬剤師やスタッフを派遣して欲しい。 		
49	<p>■ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育関係者の理解と協力が必要であり、意見交換会や交流会の開催が必要 	<p>学校等におけるフッ化物洗口及び第 13 条にかかる考え方につきましては、前述のとおりです。</p>	補足説明
50	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の選択肢の中にフッ化物応用に頼らない道筋とその場合のコストがわかるような附帯資料をつけてはどうか。 		
51	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心の健康やアレルギー等、外にもっと優先すべき課題がある。 		
52	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康教育に必要な教材、資料、定期健診の回数増、歯科校医からの個別指導などを増やす予算がほしい。 		
53	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の給水栓が少ないという施設面での問題がある。 		
54	第 13 条は削除してほしい。	<p>学校等におけるフッ化物洗口及び第 13 条にかかる考え方につきましては、前述のとおりです。</p>	補足説明
55	第 1 項は削除し、第 2 項「(略)位置づけることその他の歯及び口腔の健康づくりに関する取組の的確な実施のために必要な助言を行うものとする。」とする。(フッ化物洗口という言葉削除)		
56	第 2 項について、学校保健安全法は平成 21 年 4 月 1 日の施行ではないか。	平成 21 年 4 月 1 日は「学校保健法等の一部を改正する法律」が施行された日であり、学校保健安全法自体は、昭和 33 年法律第 56 号として施行されています。	補足説明
57	<p>現代の顎骨の狭小化に伴う不正咬合の予防については書かれていないため、以下のとおり追加してほしい。</p> <p>第 1 項の「むし歯及び歯周病の言葉のあとに「並びに不正咬合」を挿入し、「学校等における歯磨き、フッ化物洗口の普及」のあとに「咬合育成のための食習慣の指導」を挿入する。</p>	<p>ご意見の不正咬合につきましては、歯と口腔の健康づくりに含まれております。</p> <p>県歯科保健医療計画においても、不正咬合について対策が記されています。ご意見は県の関係部署に伝え、今後さらに具体的に施策を推進するうえで参考といたします。</p>	参 考

58	学校歯科における予防推進の重要性を理解し、歯科医師・歯科衛生士等専門知識のある者を交えた効果的な予防事業の推進を後押しできるようにしてほしい。	第12条第1項第2号に、歯科医師等と連携したむし歯及び歯周病予防対策の推進が規定されています。学校では、既に取り組まれているところですが、今後更に推進するよう県の関係部署と連携して努めて参ります。	補足説明
----	---	--	------

<第14条(歯科保健等に関する実態調査)について>

No.	ご意見・ご提案の概要	考え方	対応方法
59	歯科疾患実態調査について、実施の具体的な時期を明記してはどうか。	実態調査については、毎年、定例の調査から、数年間隔で行うアンケート調査等がありますので、今回は時期についての規定をしておりません。	補足説明
60	歯周疾患及び歯フッ素症等も挿入してほしい。	ご意見については県の関係部署に伝え、調査内容等について歯科医師会等のご意見を踏まえ検討するよう、働きかけてまいります。	補足説明

<その他のご意見>

No.	ご意見・ご提案の概要	考え方	対応方法
61	数年後に見直す条項を付け加えてほしい	一般的には、条例は制定後も、国の制度との整合や、運用上の対応等の必要性に応じ、定期的に見直し、一部改正等を行っておりますので、あえて明文化はしておりません。	補足説明
62	フッ化物応用の具体的な内容がわからない。	フッ化物塗布、フッ素歯磨き、洗口を意味しています。	補足説明
63	(歯周病は生活習慣病との関連もあり、内科医との連携も必要であることから)医師会と歯科医師会との連携について、ぜひ条例の中で推進するような記載をしてほしい。	歯周病と糖尿病、心臓病、早産など歯周病と全身の健康、生活習慣病との関係も深く、歯科と医科の連携は不可欠です。 条例では、第8条の保健医療関係者の役割について記しておりますが、ご意見の趣旨も含まれていると考えております。	既記載
64	8020推進員、母子保健推進員、健康づくりサポーターの位置付けも盛り込んでほしい。	条例では、個々具体的な施策については、列記できませんが、第11条の歯科保健医療計画に盛り込むなどの検討を、県の関係部署に働きかけてまいります。	補足説明
65	歯科専門職を保健所圏域ごとに配置すべきである。	県の職員採用及び配置に関するご意見として、人事担当部局にも伝えたい	補足説明

		と思いますが、財政運営がひっ迫し、職員数の大幅削減を図っており、現状では非常に厳しいことをご理解ください。	
66	中高年の口腔健診の毎年実施について検討してほしい。	市町村において、節目の歯科健診を行っていますが、その機会の拡充についてはどのような方策があるか、今後、県の関係部署と連携し、検討してまいります。	参 考
67	健康推進企画に、「健全な口腔機能の育成」ということをぜひ取り入れてほしい。	条例では、個々具体的な施策について列記できませんが、第12条の施策の推進の各号に該当すると考えております。	既記載
68	歯及び口腔の健康づくり推進事業は、歯周病予防の点ばかりでなく、インフルエンザ予防効果といった視点を包括した推進事業として展開すれば、より社会のニーズにマッチした事業となるのではないか。	歯と全身の健康の関係については、生活習慣病の予防や医療費を低減し、健康長寿につながります。 今後、歯の健康が全身の健康に影響していることの県民への啓発等に、県の関係部署と連携して、努めてまいります。	補足説明